

社団法人 町田法人会報



表紙・不動明王尊像 三橋 国民 氏 画

平成5年. 4月.No. **43**

新しいマークで法人会が変わります

さわやかで、エネルギッシュな青を基本に。法人会は、まずマークから新しくなりました。どこまでも人を中心に、企業と社会のチカラになりたい。熱い決意のこもったマークです。123万社が加入する全国各地の法人会は、これからも税のオピニオンリーダーとして、また企業と地域に貢献する団体として活動を続けてまいります。

社団法人町田法人会 基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

「よき経営者」とは

- ① 経営者としての責務を果たすため自己研鑽に努める。
- ② 企業の健全な維持発展を図る。
- ③ 従業員が安心して働けるよう職場環境を整える。
- ④ 従業員教育と後継者育成に努める。
- ⑤ 良質の製品、商品、サービスを通じて社会に寄与する。
- ⑥ 適正な納税を通じて社会に寄与する。
- ⑦ 地域の一員として社会の発展に寄与する。



中心の円は、法人会のコア（核）である「よき経営者をめざすものの団体」を表している。そのコアのもと集まる「人」の姿を、「法人会」のローマ字の頭文字「h」に重ね、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを象徴している。カラーはマリンプルー。

社団法人 町田法人会

第13回 通常総会開催のお知らせ

日 時 平成5年5月21日(金)
総 会 午後2時より
講演会 午後3時30分より
講 師 (株)ダイヤモンド社
会長 川島 譲 氏
懇談会 午後5時より
会 場 ラポール千寿閣
議 案

第1号議案 平成4年度事業報告承認の件

第2号議案 平成4年度収支決算報告並びに監査報告承認の件
第3号議案 平成5年度事業計画(案)承認の件
第4号議案 平成5年度収支予算(案)承認の件
第5号議案 定款一部変更承認の件
第6号議案 任期満了に伴う理事及び監事選任の件

※総会開催につきましては改めてご通知申し上げます。



平成4年度を振り返って

社団法人町田法人会 会長 石 井 儀 一

会員の皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

日頃は当会の運営に当り、役員を始め会員の皆様のご協力と町田税務署松田署長様他幹部の方々のご指導並びに税理士会町田支部の諸先生方のご支援のお陰を以って大過なく会の推進が出来ました事を厚くお礼申し上げます。

さて当法人会の昨年を振り返ってみますと幾多の事業展開を遂行、大きなものだけでも5月21日開催の通常総会を始めとし、8月には合同役員夏季セミナー、9月16日税制改正要望全国大会に続き、法人会永遠の課題である東法連恒例の会員増強月間に突入した次第でございます。

町田法人会は10月1日に昨年を上回る462社の大きな目標を期して、会員増強決起大会で火ぶたを切り、10月11月の2か月間増強運動に専念致しました。この間18地区会の皆様には不況の厳しい時期にもかかわらず大変なお骨折りを頂き改めて厚く感謝申し上げます。

又その傍ら10月9日には「税を知る週間」行事の一環として、元NHK解説委員の広瀬嘉夫先生による「公開講演会」の開催など枚挙にいとまのない程の事業展開を続けて参りました。

私共法人会は色々の事業或いは研修を通じ、「良き経営者たらんと願う」会員企業のお役

に立つ事を希い、併せて税のオピニオンリーダーとして社会に貢献出来ます様願っております。

又つい昨今「新春の集い」と題し、2月8日に会員大会を開催致しましたところ、会員諸氏多数が一堂に会し渾然一体となり、法人会活動を讃歌、共鳴し乍ら和気あいあいの内、多くの方から年中行事の一つにしてとの声もあり主催者側として大きな喜びでございました。

さて目下新年度事業活動の諸計画を検討立案中でございますが、基本的関連事項はもとよりの事、4,200余の会員企業の付託に応えるべく会のあらゆる組織を通じ取り組んでゆく所存でございます。特に市内18地区会の運営は役員と会員が密着した事業展開を自主的に開催し、以って町田法人会発展の基盤の醸成にご盡力頂く事を願っております。

又本来の税務研修を始めとする各般に亘ってのセミナー等会員と役員が一体となり地区会の活性化が図られれば誠に有難い事と思っております。

尚諸事業の遂行、或は運営に当り、税務ご当局のご指導、並びに税理士会町田支部の諸先生方のご支援を心よりお願い申し上げます。

終りになりましたが会員企業のご繁栄と、皆様のご健勝をお祈りしてご挨拶と致します。

目

平成4年度を振り返って	3
'93新春の集い実施報告	4
確定申告の初日提出	7
地区会活動報告	8
法人税問答シリーズ	9

次

部会だより	13
委員会よりお知らせ	15
遺言書作成の要点	16
短歌・俳句欄	20
事務局だより	21

「'93新春の集い」 盛大に開く

社団法人町田法人会の '93新春の集いが、2月8日、ホテル・ザ・エルシィ町田において、盛大に開催された。

はじめて会員全員に呼びかけての、新年の企画であったが、当日は参加者がぞくぞくと来場、その数は2百数十名にのぼり会場は満員の盛況となった。

催しは、第1部が翡翠の間で、時局講演会。ご多忙の中をかけつけてくださった寺田市長のご挨拶をいただいた後、地元の政治経済評論家楓元夫先生が壇上に上がった。演題は、「今年の政治と経済はどうなる」。政界の内幕に言及しながらの時評が聴衆をひきつけた。(講演要旨は別掲のとおり)

第2部は、珊瑚の間で、にぎやかに懇親会。石井会長の挨拶にはじって、来賓を代表して、松田税務署長のご挨拶、つづいて乾杯は、田中都税事務所長の音頭で。そして和やかさと熱気の混ぜ合わさった時間がまたたく間に過ぎて、司会の杉浦研修委員長にうながされた鈴木副会長が閉会を宣した時には、なごりを惜しむ声があちこちで聞かれた。

〔楓 元夫先生 講演要旨〕

いまの時代は、政治の時代です。長い間、経済の時代、それも良い時代が続いたので、政治を軽く見るけれど、政治の判断一つで経済も景気も全部変わります。

こんどの不況は、構造不況、複合不況とも政治不況とも言われているが、政治が間違っていたために起こったという要素が強い。

多くの人が、聞きかじりだけで物事を判断する。株を買えというから買う。国際情勢と



講師・楓元夫氏。講演は「今年の政治と経済はどうなる」



会場では約240名の参加者が講演に耳をかたむけた。

か政治がよく解らないから損をするのです。政治がわかっていないと、これからの経営も家庭経済も行政ももちろんのことやれないということです。

そこで、政治を見るコツを申し上げます。

①政は勢なり。勢い、つまり風向きを見ておくこと。②ポイントに居る人間をよく知ること。政治は人間臭いものです。③たえず立場をかえてみること。一方的な希望的観測ではいけません。

ところで、日本の40年周期説という私の説を述べますと、黒船来航から日露戦争まで、日露戦争から敗戦まで、敗戦からバブル直前まで、それぞれ40年を数えている。40年ごとに大変なことが起きるというのですが、戦後ずっと同じ制度でやってきたから、制度疲労

が生じる。だから佐川のことやいろいろな事件が起きたのです。

バブルがはじけて、普通に戻ったのです。そこで、これからどうするのか。先ず政治改革をどうするか。八女市や白根市の市長選で、新しい力の進出がみられた。今後、金を使わないで当選する候補者が現われれば、政治は変わります。

次に、不景気をどうやって乗り越えるか。景気は、心理的なものが大きい。1世帯が1月1万円を節約しても、年間何兆円という数字になる。回復策として、公定歩合は下げたし、あとは所得減税しかない。穴埋めに赤字国債を出す。政府も腹を決めているでしょう。

景気を良くするために、予算案を通してほしい。その為には、野党の要求する証人喚問に応じなければならない。攻め合いですが、元首相を党籍離脱させれば、予算案は通る。この1～3月に経済がうまくいくかどうか。このピンチを過ぎれば、先ず大丈夫です。

4月以降はムードが変わります。6月には、



寺田市長よりご挨拶

皇太子と雅子さん御成婚。7月にはサミット。それまで、政治のほうも静穏です。

いま、もう一つ頭の痛い問題があります。クリントン大統領が、貿易のことや国際貢献のことで強く言ってくる。

とにかく、政治家が楽をして目立ちたがりだけでは駄目。日本をどうするか。国会で、それを決めるべきです。いま丁度転機にきています。皆様の考え方一つで変わります。変えなければいけないのです。ことしの後半が政治の勝負の時になります。(文責事務局・紙面の都合で幾分かを割愛しました。)

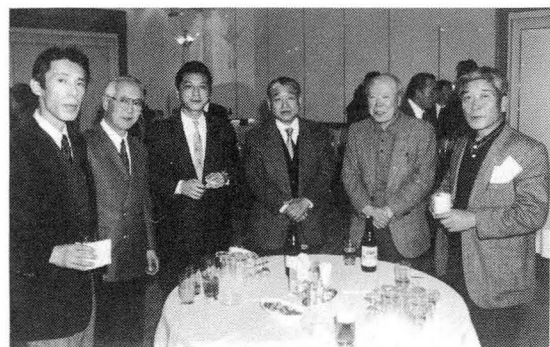
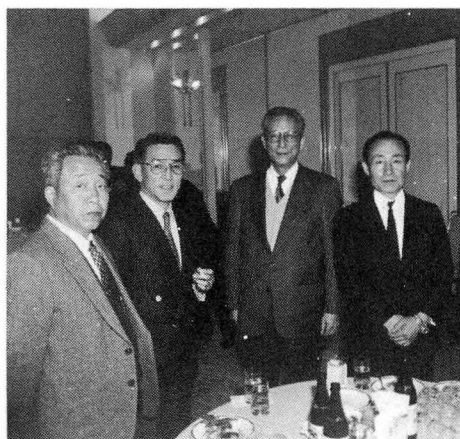


懇親会では、会員の皆さんが楽しそうに懇談していました。

'93 新春の集い
会員スナップ



乾杯の音頭は田中都税事務所長。



ごくろうさまでした確定申告書初日提出

2月16日、法人会会員が、税務協力の一環として確定申告書の初日提出をおこないました。

一方婦人部会でも甘酒を用意して、当日相談や申告に訪れた方々に「ごくろうさまです。」と呼びかけながら甘酒のサービスを行いました。

申告会場では、石井会長をはじめ、法人会役員と多数の各団体役員・会員の方々や“5時から男”で有名なタレントの高田純次氏らが申告書提出に訪れ、松田税務署長みずから申告書を収受する風景がみられました。

みなさまおつかれさまでした。

申告書提出の後は、ちょっと寒い初春の空の下で甘酒を頂きながら、高田純次氏を囲んでの記念撮影をしました。



5時から男も初日申告。2月16日、申告書提出のために町田税務署を訪れた高田純次氏。



写真上・高田純次氏と法人会役員。



写真上・高田純次氏と婦人部会員の皆さん。

大勢の方々より協力を頂きました。

写真右・春まだ寒いこの日、甘酒サービスは好評でした。



地区会活動報告

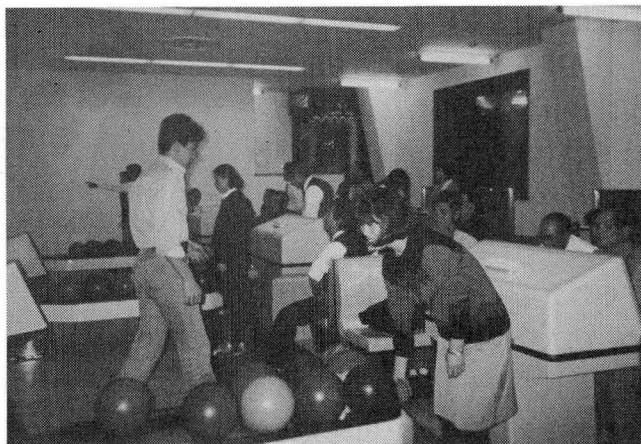
成瀬地区ボーリング研修会に45名が参加

成瀬地区会第2回ボーリング研修会を、45名の皆様にお集まり頂き、2月4日(木)午後7時過ぎより町田ボーリングセンターで実施致しました。地区会員がお互いに顔も知らない方が多い現在、少しでも、会員相互の交流、親睦が計れればと計画致しました。

当日は、町田税務署からは上野統括官をはじめ5名の署員の方にご参加頂きました。研修会には会員の方、社員の方、ご家族の方が参加、平均年齢も若くいつもの研修会と違った雰囲気の中で和気あいあいと行いました。

取組み期間が短く、締切り当日まで希望者が少なく心配しましたが、地区役員皆様のお骨折りにより、当日は、たくさんの方に集まって頂きました。

優勝は町田さんで、一人300点UPの活躍でした。ゲーム終了後、ボーリング場内のレストランで懇親会と表彰式。予定より人数が多くなり、1レーン5名でプレーしたため時



成瀬地区のボーリング大会は例会として定着しました。

間がかかり、懇親会、表彰式の時間が短くなり残念でした。(株)千葉電設はじめ多くの企業より頂いた沢山の賞品を、藤田統括官より参加者全員にお渡し願いました。

楽しい研修会でしたので、来年度もぜひ実施して欲しいとの声が多く聞かれました。午後9時30分に散会しました。

賞品提供にご協力頂きました各社に対し厚く御礼申し上げます。

森野・中町旭町地区会 税務研修会

地区の第2回目の研修会を、2月23日(火)午後3時より城南信用金庫原町田支店において森野地区と合同で開催致しました。

◇テーマ◇法人税の身近な悩みごと

当日は、町田税務署、上野第1統括官様、野村上席指導官様、ご両名に「確定申告」中で多忙中にもかかわらず、ご出席頂きました。

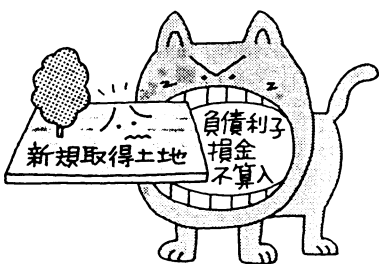
主催者側として出席者の人数が気がかりで

したが、おかげ様で35名の出席を賜りました。

冒頭、法人会が作った共済制度の保険について、受託会社である大同生命橋内氏より約10分間説明をしてもらいました。

研修の内容は、野村上席様の大変分かり易い「テキスト」にそって、一般的にはむずかしいと思われる前出のテーマを分かりやすく解説して頂きました。

土地取得に係る負債利子は
損金算入か？（後編）



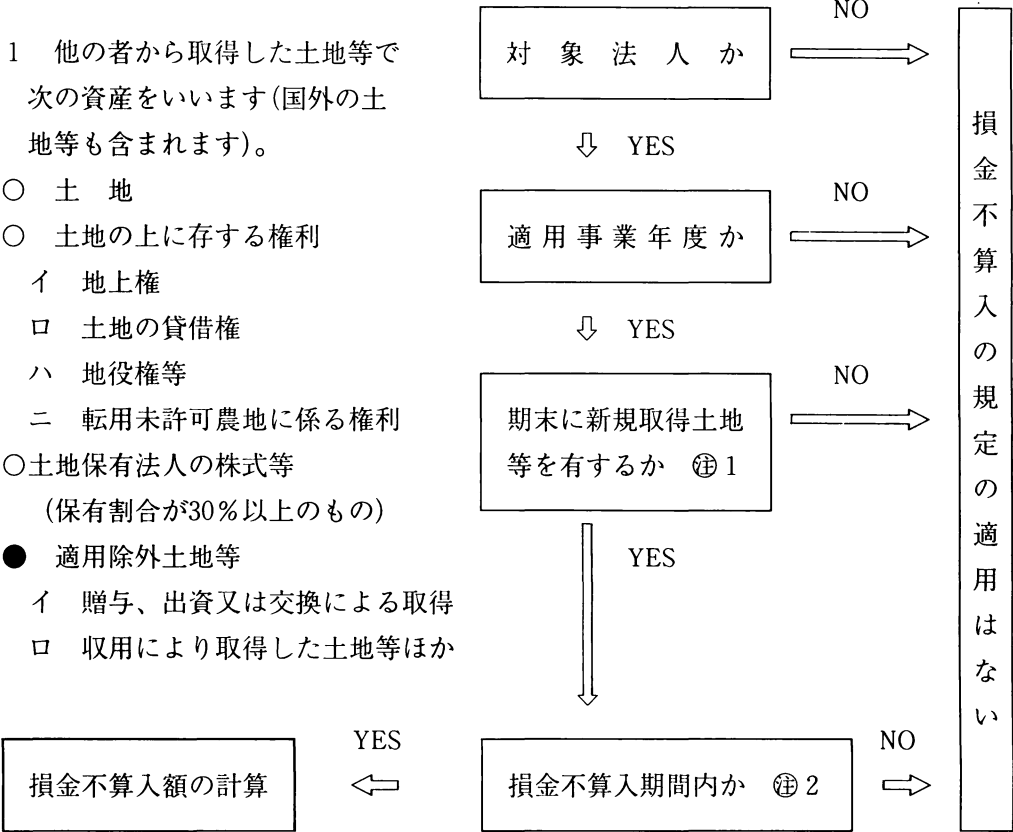
A社長「先生、新規に取得した土地の負債利子が損金に算入されないという先日のお話ですけれど、参考書を読んでもちんぷんかんぷんで・・・。」

税理士「そうですか。それでは前回のおさらいを含めてもう少し詳しくお話いたしましょう。
この制度は、借入金利子等の損金算入に着目した税負担回避策への対処と土地の仮需要抑制を図るためのもので、新規に取得した土地等に係る負債利子の額について土地等取得した日から4年間は損金算入を認めないとする措置であることは前回お話ししましたね。
今日はこの規定の適用範囲と損金不算入額の計算などをチェックしてみましょう。」

◇◇チェックポイント◇◇

【対象資産のチェック】

- ④1 他の者から取得した土地等で
 次の資産をいいます(国外の土地等も含まれます)。
- 土 地
 - 土地の上に存する権利
 - イ 地上権
 - ロ 土地の貸借権
 - ハ 地役権等
 - ニ 転用未許可農地に係る権利
 - 土地保有法人の株式等
 (保有割合が30%以上のもの)
 - 適用除外土地等
 - イ 贈与、出資又は交換による取得
 - ロ 収用により取得した土地等ほか



- ② 原則として新規取得土地等を取得した日から4年を経過する日までをいいます。
- ただし、4年経過する日以前において次に掲げる場合に該当したときは、それぞれの期間となります。
- イ 長期間使用を目的とする建物又は構築物の敷地の用に供された土地等の場合 ➡ その建物等が事業の用に供された日
 - ロ 宅地造成に関する事業のため取得した土地等の場合 ➡ その造成が完了した日
 - ハ その他の場合 ➡ それぞれ定められた日

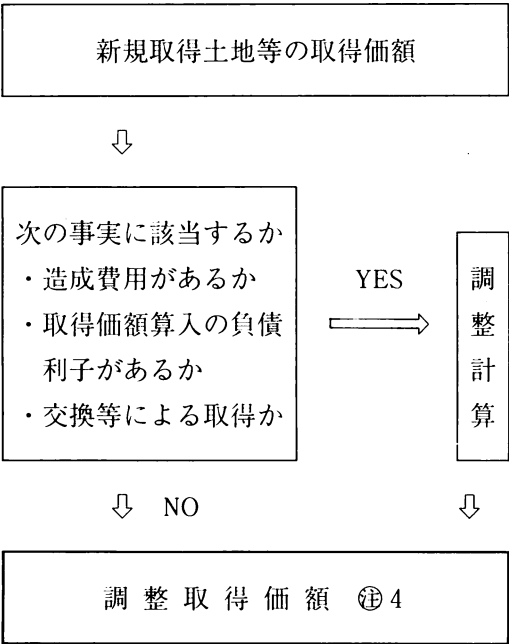
A社長「なるほど。法人税の納税義務のある法人が取得する土地は国内国外を問わず対象になるわけですね。」

税理士「さらに固定資産、棚卸資産を問わずということになりますね。」

A社長「でも、当社のようにたまたま取得する場合はともかく、不動産業者のように常に売ったり買ったりしているところは大変でしょうね。」

税理士「たしかにその通りです。前回に損金不算入額は、基本的にはその取得価額(基準取得価額)の6%相当額が一つの基準になることをお話しましたが、実は販売用土地等とそれ以外の土地等では取扱いが異なるんですよ。」

【基準取得価額の計算】



③ ①販売・賃貸土地等に該当する土地等である場合

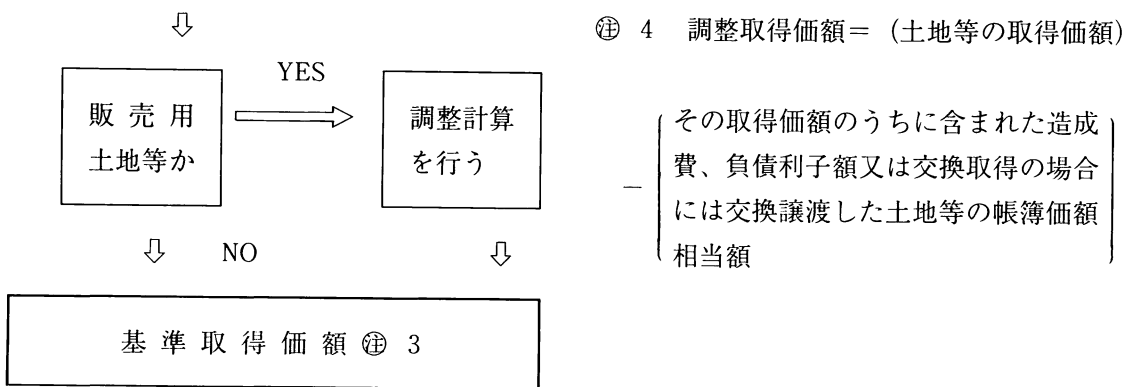
$$\text{基準取得価額} = \left(\begin{array}{c} \text{販売用土地等の} \\ \text{調整取得価額} \end{array} \right) \times$$

$$\text{①} - \left\{ \begin{array}{c} \text{当期の不動 預り敷金及} \\ \text{産販売及 +び保証金の} \\ \text{び賃貸に係 期中増加額} \\ \text{る収入金額} \end{array} \right\} \times \frac{2}{3}$$

当期において取得した販売用土地等の調整取得価額の合計額・・・①

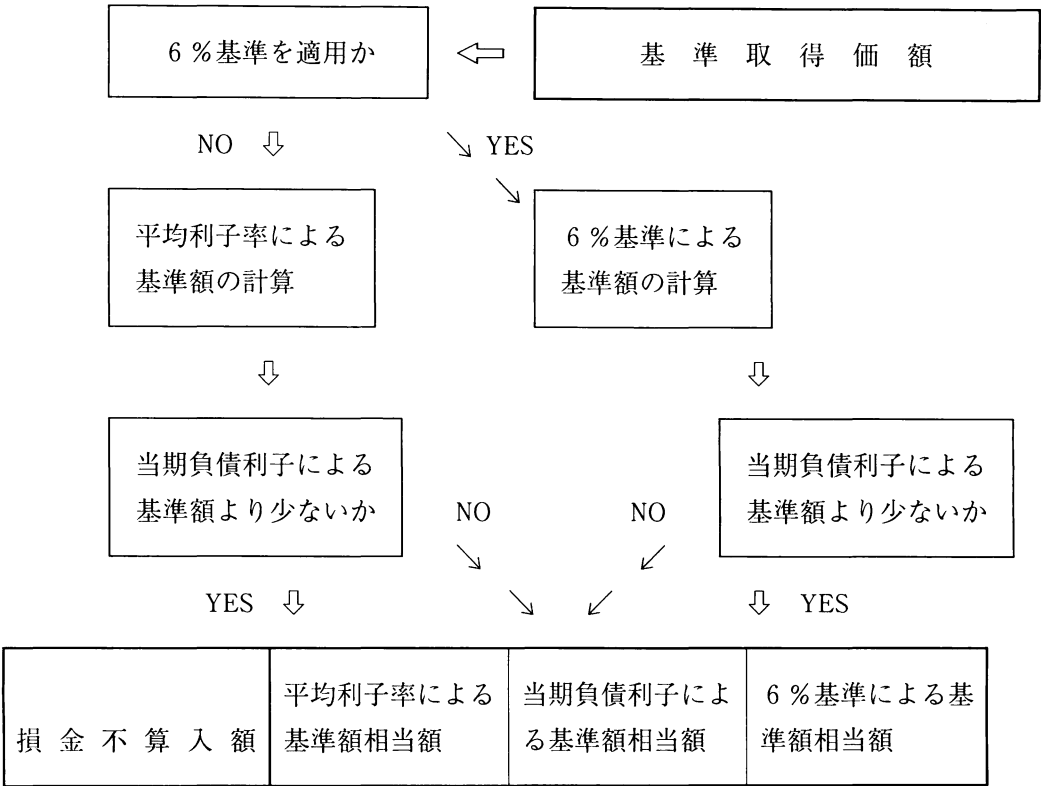
② 販売・賃貸用土地等以外の土地等である場合

$$\text{基準取得価額} = \text{調整取得価額}$$



税理士「不動産業者などの場合、当期の不動産の販売収入の $(1 + 1 / 3)$ 倍以内の土地の仕入であれば、調整割合が0となることから基準取得価額がないことになります。要するに損金不算入額もないというわけですね。」

【損不算入額の計算】



税理士「いかがですか。わかりいただけましたか。」
 A社長「わかったような気がしますが、先生、申告のときはよろしく願いいたします。」

消費税の仕入税額控除について

消費税の仕入税額控除の方式には、簡易課税制度を適用しない原則的な方式と簡易課税制度による方式がありますが、原則的な方式による場合は、帳簿又は請求書等の保存を適用要件とされていますので、帳簿又は請求書等の保存がない仕入税額控除は認められないことになります。

また、帳簿又は請求書等とは、各々下記事項が記載されていることが要件とされていますので、これらの記載のない場合又はあっても不備な場合には仕入税額控除は認められないことになります。

なお、簡易課税制度による方式を適用する場合は、課税売上げについて帳簿又は納品書等の原始帳票等に事業の種類を記載する必要があります。

(1) 帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称(再生資源卸売業等、通常不特定多数の者から課税仕入れを行う事業者で相手方の氏名等を確認することができないと認められるものについては記載を省略することができます。)
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(2) 請求書等の記載事項

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称(小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業等、通常不特定多数の消費者や事業者を相手として取引を行っている事業者については記載を省略することができます。)

◎ ご質問については、町田税務署にお問い合わせください。☎0427(28)7111

自衛隊とマグロのかぶと焼き

青年部会 副部長 荒江 秀敏

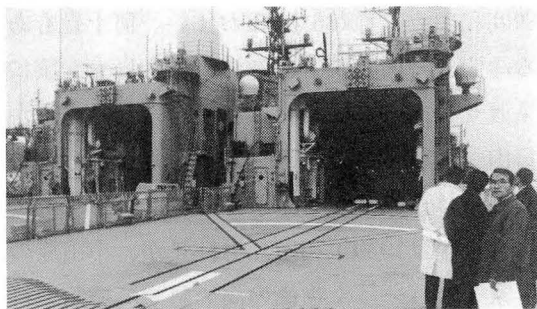
「海上自衛隊とマグロかぶと焼き」というキャッチフレーズで行なわれた今回の見学研修会は、2月9日、大変寒さの厳しい早朝7時45分まだ東急の前に集合し、8時予定どおり出発致しました。

最初の目的地は、横須賀海上自衛隊ですが、その道中、バスの中で税務研修会が開催されました。今回は、「選択しようと思ったら」というテーマで、ビデオが上映され、その後、野村上席による解説がありましたが、普段の研修会と違い大変リラックスした雰囲気の中で行なわれたことで、内容的にもかえって充実したものになりました。

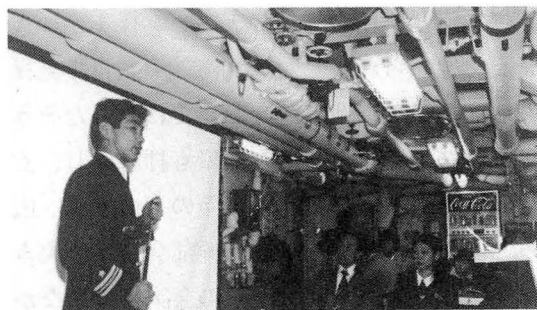
当初予定していた時間より早めに横須賀に到着し、三笠記念公園を見学した後、海上自衛隊に入りました。今回のメインテーマである護衛艦「はるゆき」に乗船し、広報担当の自衛官より、スライドを見ながらの説明の後、船内の見学へと進みました。参加者の多くは、ミサイルや、速射砲等を見たり触れたりするのは、初めてであり、大変興味深いものとなりました。見学終了後船内の食堂において質疑応答の時間が設けられ、自衛官も、答えに詰まるような質問も飛び出し、有意義な時間を過ごすことが出来ました。今回の研修により、自衛隊というものが今までより身近に感じられ、もう少し自衛官達とコミュニケーションの時間が欲しいくらいに感じられました。引き続き、第2の目的地である三崎港へバスは向かいました。今回は、懇親会を兼ねた昼食を「マグロづくしとかぶと焼き」で、

過ごしましたが、参加者全員、かぶと焼きは、初めてのようで、味と共にその姿に大変感激しておりました。

今回の研修会の特徴として、役員以外の参加者が多く、そのため懇親会がより内容の濃いものになったと思われます。また、企画の重要性を改めて考えさせられました。



「はるゆき」の飛行甲板。ヘリ1機が配備。



艦内の食堂で、護衛艦の概要説明を受けた。



護衛艦2隻を背に…研修会参加者。

「八百半」迎賓館を見学

婦人部会 会計監査 松山 節子

2月17日、藤田統括官、野村指導官をお招きして参加者合計45名。大型バスで氷雨降る中8時定刻に熱海八百半迎賓館白石山荘へ出発しました。道中順調に真鶴より海岸線に入り伊豆山・熱海・錦ヶ浦を経て急坂を上り蕭条なページュの建物に到着。白木の大きな両開きの玄関があげられ、日本の八百半社長夫人みずからお出迎えを戴き、3階が眺めがよいのでと案内される。こちらは八百半最高顧問和田カツ様(86才)のお住い。何十畳もある洋間、一面総硝子、熱海湾、初島も一望に見渡せ、山寄りの和室は自然を残した庭園から山へと続き、堀コタツにあたりながら眺める風情は一幅の絵を見るようです。

八百半は1930年和田和男社長が、小田原の生家を離れ一ばん物価の高い熱海で旅館や料亭の軒先を借り、よりよい物をより安くお客様に感謝と奉仕の精神でテンビン棒をかつぎ商売を始められました。熱海こそ八百半発祥の地と、ここに迎賓館をお建てになったそうです。プライベートのお部屋も拝見致し、玄関より階段を下りると迎賓館の入口です。広い応接間の奥は八百半最高幹部会議室、大きなスクリーンがあり、円卓の会議机はさながら国際会議場のよう。

八百半の社長の一日は、国に感謝、先祖に感謝、親に感謝、家族に感謝、社員に感謝。感謝と喜びを世界中の人に分かち与えるをテーマに1983年東証一部上場。日本に約90店舗、香港に50店舗、香港ベットコートアの29階に本部を移し、シンガポールにI MM(インターナショナル・マーチャンダイジング・セン

ター)を作り、このビルはシンガポール三大ビルの一つに数えられているそうです。またI MMは東南アジア・中国からも要望され、21世紀には中国出店を計画、上海に日本の東武百貨店の1.5倍の面積のショッピングセンターをめざし、既に実験店を何軒かオープンさせているとのこと。また、地球サイズの百貨店を目指しニューヨークでも株の上場を予定しているとのこと。

夢はかならず実現させるべく緻密な計画と実行力をもつ八百半経営者にただ頭の下がる思いです。最高顧問の和田カツ様が大事をとってご入院の由、楽しみにしていたお話も聞かれず残念でしたが、一日も早くお元気になられますようお祈り申し上げます。社長夫人秘書室の皆様の暖かいご接待ほんとうに有り難うございました。

午後は雨も上りうす日もれ、葎山の苺狩りも子供にかえり一所懸命ビタミンの補給を致しました。いつもご指導頂く税務署、親会の皆様、ご協力下さいます婦人部会の皆様、きさくに私達を歓迎下さいました八百半社長夫人、心よく八百半をご紹介された友人、本当に感謝の一日でございました。



八百半見学の後は、苺狩りを楽しみました。

税制委員会よりお知らせ

新たなるスタートの年として

税制委員会委員長 野川 清

2月8日に開催された新春の集いでは「税のアンケート」について出席会員の皆様のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

集計結果は下記の通り、今後、会活動の参考とさせていただきます。

「税のアンケート」回答集計結果

回答総数115通

Q 1 現在の税制をどう思いますか。

区 分	1.特に問題ない	2.改正の余地がある	3.関心がない	回答なし
回 答 数	4	109	—	2
比 率	3 %	95 %	—	2 %

Q 2 改正を行うとすればどのような税目ですか。(答はいくつでも)

区 分	1 法人税	2 所得税	3 相続税	4 消費税	5 地価税	6 その他
回 答 数	45	60	55	42	48	—
比 率	18 %	24 %	22 %	17 %	19 %	—

Q 3 法人税の税制改正要望を知っていますか。

区 分	1.知っている	2.知らない	回答なし
回 答 数	60	53	2
比 率	52 %	46 %	2 %

Q 4 改正の意見は法人会を通じて要望したいと思いますか。

区 分	1.思 う	2.思わない	回答なし
回 答 数	98	9	8
比 率	85 %	8 %	7 %

Q 5 その他ご意見としては以下のようなものが寄せられました。

1. 直間比率を見直し、消費税を上げて、福祉のための財源に当てるべきである。
2. 赤字国債を発行してまで、所得税を減税するのは疑問。
3. 小規模企業に対する税率を低くしてほしい。
4. 相続人が相続税で悩まないよう、100坪以下の不動産は免税にしてほしい。
5. 法人会のメリットというものが、まだよくわからない。

問 2. 平均しており、所得税の改正が多いのは、すべての出席者に直接関係があると思われる。

問 3. 半数近い人が「知らない」とあり、法人会活動について、きびしいご批判をいただき、地元に着したPRが必要と反省しております。

問 4. 85%の人が法人会に期待を寄せており、すべて人にわかりやすく発表の場を考えたいと思います。

第20回税制委員セミナーが、京王プラザホテルにて開催され、全国より370名の税制委員が参加のもとに、21世紀の税制の指針として、次の2点について講演いただきました。

「高齢化社会における財政・税制の在り方」

一橋大学教授 田近 栄治氏

現行で推移すると、2006年で年金積立金は

0になるので、負担のアップと、老人、女性の社会参加が更に求められるとのことです。

社会保障の原点は、個人が頑張っても負担しきれない部分があり、みんなで負担するのだが、我が国の制度は負担の公平化が図られていません。給付の在り方も一律給付でよいのか、大いに改革をする余地があると思われる。

「平成5年度税制改正(地方税)について」

自治省審議官 小川 徳治氏

平成5年度税制改正が1月12日閣議決定をした内容の中で、地方税関係について審議経過の説明がなされ、併せて平成6年度に向けての考え方の解析発表がありました。

これらの内容をふまえて、東法連、全法連として、平成6年度の税制改正要望に向けて、地区法人会の意向を汲みながら、スタートするものと思われます。

遺言書作成の要点

弁護士 ● 海部 安昌

遺言書を書くなど縁起でもないと思われる方があ
るかも知れませんが…

先日、私と同年輩の友人が亡くなりました。子供
がなく、相続人は奥さんと友人の弟妹でしたから、
友人としては奥さんに全財産を残すつもりでいたの
ですが、遺言書を書かぬまま急逝してしまいました。
奥さんは困って相談にいられました。この場合
など、財産は全て奥さんに相続させる旨一言遺言書
を書いておけば、何の問題もなく済んだことでし
た。

遺言書は、思いついた時、書いておかれるのがよ
ろしいと思います。そこで、遺言書の作成につい
て、要点を二、三説明いたします。

1 遺言をすることが出来る事項

遺言をすることが出来る事項は、民法で10項目程
定められていますが、その中で、最も重要なのは、
相続に関する事項です。

(1) 相続分の指定 (民902条)

民法には、相続人が相続財産を相続する割合 (法
定相続分) が定められています (民900条)。その法
定通りの割合で、相続をさせるのは、わが家の実情
に合わないという場合があります。そういう場
合には、遺言で分配の割合を変えておくことができ
ます (指定相続分)。例えば、長男は親不孝で浪費



ばかりしている。次男は真面目に働いて家業を助
け、親の面倒もよく見るといった場合、人情とし
て、長男より次男に多くと考えるのが自然でしょう
し、その方が寧ろ公平な相続ということになりまし
ょう。そこで遺言書を作り、二人の相続分を、例え
ば、長男は一、次男は二の割合に指定しておくわけ
です。(後掲文例①参照)

(2) 分割の方法の指定又は禁止 (民908条)

相続財産として、不動産が複数ある場合など、A
不動産は長男に、B不動産は次男にという風に、具
体的に相続させる財産を指定しておくことができま
す。(文例②参照)

また、逆に財産を現実に分割してしまうことは、
不都合という場合には、「相続開始の時から五年を
超えない期間内分割を禁ずる」こともできます。

とにかく、家庭の事情や相続財産の状態によっ
て、法定相続分通り分割することが、或は分割する
こと自体が、不都合な場合は、遺言書を作成してお
く必要があります。勿論、一応、法定相続分通りの

相続となっても、後に相続人の間で遺産分割協議（民907条）が行われ、実情に合った財産分けをすることも出来ますが、円満に協議が成立するかどうか、保証の限りではありませんから、遺言をしておくに越したことはありません。

（遺留分）ただ、注意を要するのは、遺留分といって、一定の法定相続人には、一定割合の相続財産が留保されるということです。民法1028条にその割合が定められています。例えば、被相続人が配偶者に2分の1を、二人の子供のうち長男に残りの2分の1全部を相続させ、次男には0とする遺言をしたとすると、これは、次男の遺留分8分の1（この場合の法定相続分は4分の1で、その2分の1）を侵害することになります。次男は、不服な場合は、配偶者と長男に対し遺留分の減殺を請求し、話し合いがつかなければ調停、訴訟ということになります。このような争いは残さぬように注意したいものです。（冒頭に述べました友人の場合は、相続人は奥さんと弟妹で、兄弟姉妹には遺留分がありませんから、奥さんに全財産を相続させても問題にはなりません）。

(3) 相続人廃除（民892条、893条）

相続人の行い如何によっては、遺留分どころか何も残してやりたくないという場合もあります。親に対して虐待を加えたり、重大な侮辱をしたり、著しい非行があったりする相続人に対しては、相続人たる地位を剥奪してしまう、相続人の廃除の遺言をすることが出来ます。しかし、これは重大なことですから、遺言をすれば直ぐにその効力が発生するというものではなく、家庭裁判所の審判によって始めて決まります。ですから、この遺言があった場合には、遺言執行者は家裁に相続人廃除の請求をしなければなりません。

(4) 遺贈（民964条）

遺言で、相続人以外の人に財産を与えておくこともできます。これが遺贈です。遺贈には、例えば、財産の2分の1を与えるという風に割合で示す「包

括遺贈」と、与える財産を具体的に示す「特定遺贈」とあります。

この遺贈は、勿論相続人に対してもすることが出来ますが、相続人に対してする場合は、包括遺贈は相続分の指定（前出(1)）になりますし、特定遺贈は、民法903条の特別受益として扱われます。

(5) 子の認知（民779条、781条）

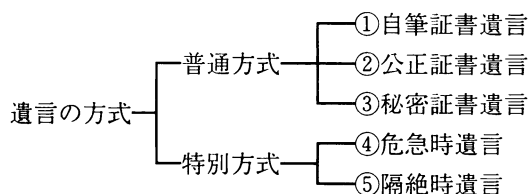
婚姻外に出来た子を自分の子と認めるのが子の認知ですが、かような身分に関する事項についても遺言をすることが出来ます。

以上のような法律で定められた事項以外のことも、遺言書に書いても構いませんが、その事項については法律上の効力はありません。

2 遺言書的方式

(1)遺言書は、遺言者の死亡後始めて効力を生ずるものですから、遺言の内容に疑問があっても、確かめる術がありません。ですから、遺言書は形式も内容もはっきりしていなければなりません。民法960条は、「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これをする事ができない」と定めており、方式に従っていないものは、遺言としての効力が認められません。

(2)民法で定める遺言の形式は、次の通りです。



ここでは、普通方式による遺言について説明します。

① 自筆証書遺言（民968条）

自筆証書遺言は、遺言者が自分で遺言の内容全文を書き、日付と氏名を書いて捺印をします。他人に

書いて貰ったものは無効です。

ワープロは、自分で打ったものでも、無効です。日付は大切で、これがないと無効です。捺印は、実印でなくてもよく、また拇印でも結構ですが、これらがないと無効です。自筆証書ですと、書き損じることがありますが、その場合は、民法968条2項で定める方式に従って訂正しなければなりません

(訂正場所を指示し、訂正したことを付記して署名し、訂正場所に印をおす)。

② 公正証書遺言 (民969条)

これは、公証人が作成し、保管するものです。勿論遺言者の手許にも正本が渡されます。この証書の場合は、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述し、それに基づいて公証人が作成するもので、証人二人以上の立会が必要です。更に、公証人は口述の筆記を遺言者に読み聞かせ、遺言者も証人も筆記が正確であることを承認した上、各自が署名捺印することになります。普通は、公証役場で作成されますが、遺言する人が病気の場合など、公証人に病院や自宅に来て貰って作成することも出来ます。

③ 秘密証書遺言 (民970条)

この証書の場合は、遺言者の自筆でなくてよいの



が特色です。しかし、証書に署名、捺印し、それを封筒に入れ、同じ印章で封印をしなければなりません。しかも、この証書を公証人に提出し、公証人と証人二人以上の面前で、それが自分の遺言書であることを述べます。若し、自筆でないときは、その筆者の住所、氏名を述べる必要があります。公証人は提出された日と遺言者が述べたことを封書に記載した後、遺言者、証人、公証人が封書に署名、捺印する、というやかましい手続が必要です。加除、訂正の方式は自筆証書の場合と同じです。

3 遺言書の内容の実現

(1) 遺言書の検認、開封 (民1004条)

公正証書以外の遺言書については、その内容を実現する為には、まず家庭裁判所で遺言書の「検認」を受けなければなりません。これは、家庭裁判所が、遺言書の形式その他の状態を調査確認し、後に偽造や変造などがされないようにするための手続です。この手続は、遺言書の保管者がしなければなりません。保管者がなくて、相続人が遺言書を発見した場合には相続人がすることになります。また、遺言書が封印してある場合には、その開封も家庭裁判所で行わなければなりません。(民1004条③)

(2) 遺言執行者 (民1006条～1021条)

遺言書には、その内容を実現するために、遺言執行者を指定しておくことが必要です。遺言執行者は一人に限りませんが、通常は一人でよいでしょう。遺言書に執行者の指定がない場合には、相続人とか遺贈を受けた人など利害関係人は、家庭裁判所にその選任を請求しなければなりません。

遺言執行者は、相続財産目録を作成し、相続財産を遺言通り配分する責任があります。不動産の相続や遺贈があった場合には、所有権移転登記の手続をしなければなりません。また、前述の通り、相続人廃除の遺言があった場合は、家庭裁判所にその審判を請求しなければなりません。

4 どの方式がよいか

以上説明した通り、三種の形式にはそれぞれ特色、長短があります。自筆証書遺言は、自分で書けるし、証人の必要ありませんが、内容、形式に不備はないか、不安もありましょう。また被相続人死亡後、いち早く遺言書を発見した人が、中身を見て自分に不利な場合には隠してしまったり、変造したりする心配がないとは言えません。時には、本人が書いたものではないとか、無理に書かされたものだとか言い出されてトラブルが起こることがあります。更に、前述の検認の手続も必要です。

秘密証書遺言は、自分で書かなくてよい便宜はありますが、手続がやかましく、公正証書による場合とあまり違わない上、公証役場で保管されるわけではなく、中途半端な感を免れません。

公正証書による場合は、専門家である公証人が作成するので、方式の不備とか内容が不明確とかいった点で、後日争われることはまずないと言えます。その上公証役場に保管されますから、紛失とか偽造、変造の問題も起こりません。更に、検認の必要ありません。若干費用はかかりますが、公正証書によるのが最も安全といえましょう。

ただ、遺言書は書き直す、つまり内容を変更する必要がある場合もあります。書き改めた場合は、勿論、後の遺言書のみが有効です。書き改めることが容易なのは、自筆証書であることはいうまでもありません。

最後に遺言書の例文を二、三掲げておきます。

例文 ①

一、左の通り相続分を指定する。
妻 花子 六分の三
長男 一郎 六分の一
次男 二郎 六分の二
年 月 日 氏 名

印

例文 ②

一、左記(一)の土地は長男一郎に、(二)の土地は次男二郎に相続させる。
記
(一) 東京都世田谷区〇〇〇〇〇
宅地 〇〇坪
(二) 鎌倉市二階堂〇〇〇
宅地 〇〇坪

例文 ③

一、私名義〇〇〇〇銀行定期預金〇〇〇〇〇円
(口座番号〇〇〇〇〇〇)は、長男一郎の妻咲子に遺贈する。

例文 ④

私は、本書により、私の遺産の分割につき左の通り指定する。
一、左記の土地及び建物は、
妻花子 四分の三
長女咲子 四分の一
の共有とする。
(土地及び建物の表示)
二、私名義の〇〇〇信託銀行の貸付信託の内金〇〇万円は長女咲子、
その余は、全て妻花子の分とする。
三、左の者を遺言執行者に指定する。
住所 氏 名

海部安昌氏略歴

昭和9年、東京大学法学部を卒業、12年判事任官、東京高裁判事、名古屋高裁事務局長、最高裁総務局総務課長を経て、家裁調査官研修所長となる。

その後、静岡家裁、札幌地裁各所長を務め、東京高裁部総括判事として48年定年退官する。さらに、国税不服審判所所長を最後に退官。翌52年から全法連顧問弁護士として活躍中。

短歌 俳句欄

短歌

(株)久美堂 井之上久子

娘のやさし思ひ出感謝のナレーション

上向きしままの花嫁の父

結婚を祝へる寄せ書きにわれの

記す 仲良きことは美しくしきかな

(株)八木商店 八木きよ子

福は内二階に響く孫の声

豆いく粒かこぼれ落ちくる

春立つ日昨日の豆を拾ひつつ

少しやさしく春を待ちたり

(株)ティエスグループ 鈴木美南子

さ庭辺の黄菊を手折りてそれぞれの

花瓶に活けて一人たのしむ

病院の花壇のサイドに雀二羽

仲むつまじくとびはねており

(有)カサキ印刷 笠井 康代

色あせし奉公袋の軍事便

自らの文読む老いたる夫は

研修会熱海梅園にて

(有)加藤電機 加藤美恵子

ひとひらの梅の花びら舞いにける

歩を進めゆく我が足もとに

(有)小池電気商会 小池 フミ

丘陵に立ちて望めば連山が

雪化粧して美しく見ゆ

ひきがへる一番のりに春をつげ

小さき池にロマンを呼びこむ

藤田 和子

幾とせを経たるか老ひし梅の樹よ

枝先から降るひとひらひとひら

俳句

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

追儼式正座して飲む巫女の神酒

一族で谷戸田稲荷の旗立てに

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

(ジャカルタ、ボルブドールにて)

初空に南十字の星仰ぎ

初詣石の回廊釈迦拝す

(株)三興 澁谷 清

餅搗きの蒸籠のけぶり大釜鳴る

冬雲雀つくづく余生あぢきなし

寒西楓の木ぬれの綾錦

(株)昌電舎 佐瀬さち子

甲高き声に起さる春の夢

春一番明け放している北の窓

(株)アーネスト 東福寺良子

菩提寺に咲く数輪のしだれ梅

雪被る丹沢の峰光りをり

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

初滑り負けん気の吾子一歩二歩

手の中の独楽の主張を聞いてみる

(株)堤ビル 堤 敏子

待つひとのゐて故郷の新春障子

買い足して追儼の豆にある安堵

婦人部研修会熱海梅園にて

丸昭シルク(株) 堀内 判子

旅の朝寒さ忘れていでゆけり

老木の命のかぎり梅咲けり

(有)協同電気 畔柳富美子

如月の雨にふるえる梅つぼみ

霧雨にぬれて古木の梅咲けり

(有)加藤電機 加藤美恵子

梅の花雨に散りゆく気配みせ

(株)宝永堂 三橋 国民

慶州にて

王陵の夢はなやかに蟬しぐれ

全州にて

遠雷や旅人ひとり廟を出づ

事務局からのお知らせ

ビデオソフト貸出のご案内

事務局には、「法人会ビデオ」「経営シリーズ」「経営戦略シリーズ」など経営関係をテーマとするビデオソフトを備えてあります。

経営シリーズは、小売店での成功例を中心に、独自のアイデアで商品を差別化して売上を上げた「商品づくり編」や、「人づくり編」「客づくり編」など全12巻。

(各巻約30分)

経営戦略シリーズでは製造業を中心に、これまでの業界の常識を打ち破り、卓越した経営戦略で世間や業界の注目を集めている革新的な成長企業のいくつかを紹介しています。(各巻約20分)

この他に、地区別研修会などでも取り上げました「税務調査の上手な受け方」や、消費税の簡易課税制度や相続税問題をドラマ仕立てに分かりやすくした「選択しようと思ったら」「さよさんの春」等多数用意してあります。

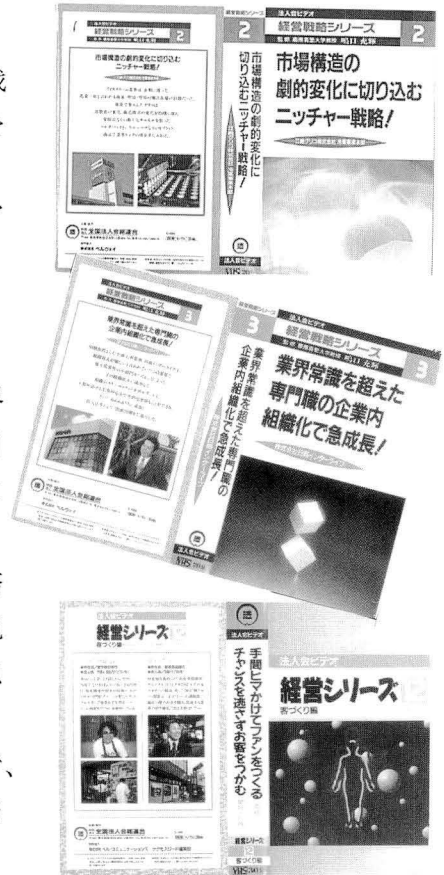
これらのビデオソフトは社内研修などにも最適ですので、ご利用頂きたいと思います。貸し出しの申し込みは事務局まで。

都税ガイドブック“外国語版”もあります。

東京都では、都税に対する多くの方の理解を深めるために、都税ガイドブックの外国語版も発行しています。

冊子は、英語版、中国語版、韓国語版があります。

当事務局でも若干お預りしていますので、ご希望がございましたら、どうぞお申し付けください。



社 団 法 人 町田法人会会報 第43号

発 行 年 月 日 平成 5 年 4 月 15 日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田 3 丁目 4 番 4 号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石 井 儀 一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン^もタイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型^もは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社 大同生命 A I U 保険会社

町田営業所／町田市中町2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151